

令和7年度 高度管理継続研修会 質問事項の回答

質問事項	
1	<p>コンテンツ① 10分 指定薬物が追加される際の基準と周知方法を知りたい。</p> <p>(回答) 指定薬物については、厚生労働省 薬事審議会 指定薬物部会（不定期開催・非公開）にて審議され、追加されます。審議に際しては、海外での流通状況及び指定状況・審議物質の動物実験の結果等を踏まえ議論がなされます。 周知方法は、厚生労働省のプレスリリースのほか、厚生労働省から都道府県・日本薬剤師会に通知があります。日本薬剤師会からは都道府県薬剤師会を通じ、会員に周知を依頼しています。</p>
2	<p>コンテンツ4 の 25分頃 自己血糖測定器を保管する場合、気温は何度から何度の範囲が望ましいか？</p> <p>(回答) 適切な保管温度や保管における注意点など、各医療機器の添付文書に記載されています。製品によって異なりますので、お取り扱いの製品の添付文書や取扱説明書をご確認ください。 参考：医療機器 添付文書等情報検索 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/kikiSearch/</p>
3	<p>コンテンツ4 「最近話題の医療機器」において 様々なアプリや支援プログラムにおいて、今後、薬局・薬剤師がどのように関わっていく場面が考えられるのか教えて頂きたいです。※具体例などもあれば知りたいです。</p> <p>(回答) 近年のデジタル治療の進展を背景に、令和5年度厚生労働省「ICTの進展等を踏まえた薬局機能の高度化推進事業」として、京都府・京都府薬剤師会が治療用アプリの活用等に薬局薬剤師が介入することの有用性を検証する事業を行いました。 https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/news/yakkyokudx2023.html 本事業では、薬剤師による治療用アプリ導入のサポート、医師と患者さんの状況を共有しアプリによる継続治療の支援などが行われ、薬剤師の関わりが有意義な治療につながる可能性が示されています。</p>